

副 本

令和6年（行ウ）第88号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原 告 星恵士ゼンヌルアベディン

被 告 愛 知 県 外1名

準備書面（3）

令和6年10月31日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告愛知県訴訟代理人

弁 護 士 鈴 木 智



頭書事件につき、口頭弁論期日における裁判所の求釈明事項に対する被告愛知県の回答は下記のとおりである。

なお、本準備書面は、特に断らない限り、新たに定義するもののほか、従前と同一の略語を用いるものとする。

記

- 1 被告愛知県は、第3回口頭弁論（令和6年9月19日）において、貴庁から、現場対応必携につき、甲4号証よりも新しく、乙C3号証よりも古いバージョンがある場合に同資料を出せるか検討することを求められた（令和6年9月19日、第3回口頭弁論調書）。
- 2 これを受け、被告愛知県において確認を為したが、令和4年より前に発行さ

れた現場対応必携（乙C3号証よりも古いバージョンのもの）については、愛知県警察行政文書管理規程に則って既に廃棄されており、被告愛知県において保有しているものは存在しない。

以 上